

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年1月21日)

[件名]

- 1 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区飲食施設及び売店)の指定管理者の募集について (公園自然課)・・・1
- 2 平成21年度鳥取県防犯リーダー研修会の開催について (くらしの安心推進課)・・・3

生活環境部

# 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の指定管理者の募集について

平成 22 年 1 月 21 日

公園自然課

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。

なお、募集要項は、鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

## 1 指定管理者募集要項（案）の概要

### （1）指定管理者が行う主な業務

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用の制限に関する業務
- ウ 施設の管理運営に必要な業務（飲食物の提供、観光物産品の販売、施設の集客促進等）

### （2）業務運営の基本的事項

- ア 適正な維持管理を行うとともに、健全な運営の維持に努めること。
- イ 燕趙園の指定管理者と協力し、集客の促進に努めること。
- ウ 燕趙園との一体感を損なわない運営とすること。

### （3）留意事項

- ア 業務における主な配慮事項
  - （ア）県のPRとなる県産食材を利用したメニューの提供に努めること。中華・和食・洋食等の別は問わないが、中華メニューも提供できるよう配慮すること。
  - （イ）地元産の農産品や生鮮品等の販売を推奨する。
- イ 委託業務の全部又は主たる部分（飲食施設の運営）の再委託はしないこと。
- ウ 物品調達等は積極的に県内業者への発注に努めること。

### （4）利用料金等の取扱い

料金収入は指定管理者の収入として収受する。なお、指定管理者は利用料金等により業務を賄うものとし、利用料金等の額が業務の実施に要する費用に達しない場合でも、県はその差額を補填しない。

### （5）主な応募資格

- ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。
- イ 複数の法人等が共同して応募することも可。

### （6）指定管理期間 平成 22 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日〔4 年間〕

※平成 26 年 4 月以降は燕趙園と一体とした指定管理に移行する。

### （7）指定管理者選定スケジュール（予定）

- ア 募集要項の審査 平成 22 年 2 月上旬
- イ 募集期間 平成 22 年 2 月中旬～3 月下旬
- ウ 面接審査 平成 22 年 4 月上旬
- エ 指定管理者の指定 平成 22 年 6 月（6 月議会の議決を経て行う。）
- オ 協定の締結 平成 22 年 7 月

## 2 選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理者を選定する。

### (2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、飲食関係有識者、観光関係有識者、消費者代表、生活環境部長〔計6名〕

### (3) 選定基準

選定基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (同条例第5条第2号)	○施設の運営、料金設定、サービスの提供 ・開店時間、休業日 ・サービスの提供内容及び料金の設定 ・集客促進業務の内容 ・県や周辺施設との連携 ○施設設備の維持管理 ・維持管理、衛生管理の適切 ・外部委託の考え方 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証

※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

## 3 飲食施設及び売店の取得等の状況

(1) 建物売買契約及び登記 平成21年12月24日契約締結(同日所有権移転登記)

### (2) 営業状況

ア 売店(天下市場) 平成21年12月24日閉店

イ 飲食店(依水飯店) 平成22年1月23日まで(1ヶ月間)管理許可により前所有者が営業

# 平成21年度鳥取県防犯リーダー研修会の開催について

平成22年1月21日  
くらしの安心推進課

地域の防犯活動の取組をリーダーとなって推進していく人材を養成するとともに、こうしたリーダーを中心として、防犯ボランティア団体の設立や団体相互のネットワーク化が図られ、防犯活動を通じた良好なコミュニティの形成により地域における防犯環境が整備されることを目指して開催する。

## 1 日 時

平成22年2月9日(火) 10:00~16:30

## 2 場 所

倉吉交流プラザ 視聴覚ホール  
(倉吉市駄経寺町187-1)

## 3 参加者

県内の防犯ボランティア団体のリーダー(約70名)

## 4 日程及び研修内容

科 目 等	講 師 等	科 目 の 概 要	時 間
あいさつ オリエンテーション	くらしの安心局くらしの安心推進課	・研修の趣旨、日程等の説明等	10:00~ 10:10
県内の犯罪発生状況の概要と対策	鳥取県警察本部	・犯罪の概要、犯行手口と予防策について	10:10~ 11:00
地域防犯活動の手法と実践	第一警備保障(株) 教育室 次長 金子 昌隆 氏	・効果的な地域防犯活動と実践方法について	11:00~ 12:30
昼 休 憩			
防犯団体のリーダーの役割について	日本ガーディアン・エンジェルズ理事長 小田 啓二 氏	・防犯団体のリーダーに求められる素養、能力について	13:30~ 15:00
地域の安全とコミュニティづくり	大妻女子大学講師 樋村 恭一 氏	・防犯ボランティア活動を通じた良好なコミュニティづくり	15:00~ 16:30